市民税・都民税の申告

2月18日(月)から市役所で

市民税・都民税（住民税）は、前年（平成24年1月1日～12月31日）の所得を基礎に、今年の1月1日現在に居住する市区町村で課税される税金で、「所得税」とは異なります。

申告期間　2月18日～3月15日（月曜～金曜日）午前9時～11時30分、午後1時～4時

※2月23日（土）、3月2日（土）は、午前9時から11時30分まで申告書の受付を行います。なお、この2日間以外の土曜日は取り扱いませんので、あらかじめご了承ください。

申告会場　市役所2階201会議室

申告が必要な方

▽給与所得者で、勤務先から市へ「給与支払報告書」が提出されていない方

※勤務先に確認のうえ、提出されていない場合は、ご自身で源泉徴収票などを添付して申告してください。

▽年末調整された給与のほかに、不動産・雑所得など、他の所得があり、その額が20万円以下の方

※20万円を超える方や年末調整を受けていない方は、税務署に所得税の確定申告をしてください。

▽小平市に住所がなく、市内に事務所・事業所・家屋敷がある方

※税務署に平成24年分の確定申告書を提出した場合は、住民税の申告をしたものとみなされ、改めて住民税の申告書を提出する必要はありません。

▽年末調整された給与のほかに、不動産・雑所得など、他の所得があり、その額が20万円以下の方

※20万円を超える方や年末調整を受けていない方は、税務署に所得税の確定申告をしてください。

▽小平市に住所がなく、市内に事務所・事業所・家屋敷がある方

※税務署に平成24年分の確定申告書を提出した場合は、住民税の申告をしたものとみなされ、改めて住民税の申告書を提出する必要はありません。

※勤務先に確認のうえ、提出されていない場合は、ご自身で源泉徴収票などを添付して申告してください。

※公的年金等の収入金額が4百万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である方は確定の所得金額が不要となります。

（前記の方でも所得税の還付を受けるための確定申告は提出できます。）

次に当てはまる方は住民税の申告が必要です。

①公的年金等に係る雑所得のみがある方で、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除以外の各種控除の適用を受けるとき

②公的年金等に係る雑所得以外の所得があるとき

◆次の方も申告にご協力を

平成24年中に所得がなかった方も、必要事項を記入のうえ、申告書を提出してください。これは、非課税証明書の発行や国民健康保険税軽減の算定資料にするためです。

※同居同世帯の親族に扶養されていて、その親族がその旨を申告している場合は申告の必要はありません。

申告書発送予定日　2月9日（土）

※平成24年中に小平市に転入した方や、昨年、所得税の確定申告をした方のうち、住民税の申告が必要な方で、申告書が届かない場合は、住民税の申告書をお送りしますので、問合せ先へご連絡ください。

問合せ　税務課☎042（346）9522

国民健康保険

退職者医療制度の届け出を

65歳未満の国民健康保険（国保）の加入者で、会社などを退職し、年金を受給している方などの扶養家族は、退職者医療制度の適用を受けることになります。

◆退職者医療制度とは

被用者保険（会社の健康保険や公務員の共済組合など）に長期の加入期間があり、退職後、国保に加入された方の医療費の一部は被用者保険が負担することになっています。このことにより、国保加入者全体の国民健康保険税負担を軽減し、国保財政を支える役割を果たしているのが、退職者医療制度です。

次の条件のすべてに該当する方が対象です。

◆退職被保険者本人となる方

▽国保に加入している

▽65歳未満である

▽被用者年金（厚生年金や共済年金）を受けられる方で、その加入期間が20年以上または40歳以降10年以上である

◆退職被保険者の被扶養者となる方

▽国保に加入している

▽65歳未満である

▽退職被保険者本人と同一の世帯に属し、主として退職被保険者の収入によって生計を維持している三親等内の親族である

▽年間収入が百30万円未満（60歳以上または厚生年金保険法による障害年金の受給要件に該当する程度の障がいのある方は百80万円未満）である

◆手続き

年金の受給権が発生し、年金の受給の手続きをすると年金証書が送られてきます。年金証書到達日の翌日から14日以内に、保険年金課または東部・西部出張所で届け出をしてください。

届け出に必要なもの　国民健康保険被保険者証、年金証書

問合せ　保険年金課国民健康保険係☎042（346）9529

国民年金

◆保険料は便利・安心・確実な口座振替で

保険料の納め忘れがあると、将来受け取る老齢基礎年金額が減額されたり、受けられなくなることがあります。また、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合もあります。

口座振替は、全国の銀行・郵便局・農協・漁協・信用組合・労働金庫で利用でき、安心で便利、確実です。また、口座振替で年金を一年前納すると、保険料が割引され、納付書で前納するよりお得です（平成24年度、3千百70円）。

◆保険料の納付は、社会保険料控除の対象となります

高額介護サービス費や保険からの払い戻しなど利用料の補填がある場合は、支払った金額から補填される額を差し引いた額に対して、介護保険料は、社会保険料控除の対象となりますが、年金から保険料を天引きされている場合は、保険料を支払っているのは年金受給者なので、その親族が社会保険料控除として申告することはできません。

※所得税の確定申告については、東村山税務署（☎042（394）6811）へお問い合わせください。

※住民税の確定申告については、東村山市役所（☎042（393）6111）へお問い合わせください。

◆おむつ代の医療費控除は確認書で代用できます

確定申告でおむつ代が医療費控除として認められるためには、医師のおむつ使用証明書が必要ですが、次の要件すべてに該当する場合は、市が交付する確認書で代用することができます。交付を希望する方は、事前に介護福祉課認定係へお問い合わせください。

▽確定申告でおむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降

▽おむつを使用している方が介護保険の要介護認定を受けている

▽おむつを使用している方の寝たきり度・尿失禁が、介護保険主治医意見書（当該年に発行したもの）で確認できる

※確認書の交付には、手数料2百50円が必要です。

問合せ　介護福祉課認定係、（健康福祉事務センター1階）☎042（346）9759

医療費控除の対象となる介護サービス

		対象となるサービス	対象となる金額
施設	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）		1割自己負担額と居住費・食費にかかる自己負担額の合計の2分の1
	地域密着型介護老人福祉施設		
	介護老人保健施設		1割自己負担額と居住費・食費にかかる自己負担額
	介護療養型医療施設		
居宅サービス 医療系		訪問看護 介護予防訪問看護 訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 通所リハビリテーション（デイケア） 介護予防通所リハビリテーション	サービス利用の際の自己負担額と食費にかかる自己負担額 ※保険給付の支給限度額超過分（全額自己負担となった部分）も控除の対象となります。
		短期入所療養介護（ショートステイ） 介護予防短期入所療養介護	1割自己負担額と滞在費・食費にかかる自己負担額
居宅サービス 福祉系		訪問介護（生活援助中心型を除く） 介護予防訪問介護 夜間対応型訪問介護 訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護 通所介護（デイサービス） 介護予防通所介護 認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防短期入所生活介護（ショートステイ） 介護予防短期入所生活介護	1割自己負担額 ※居宅サービス計画（ケアプラン）または介護予防サービス計画に位置づけられ、医療系サービスと一緒に利用していることが前提です。 ※保険給付の支給限度額超過分（全額自己負担となった部分）は控除の対象となりません。 ※通所介護の食費、短期入所生活介護の滞在費・食費は控除の対象となりません。

※平成24年4月に新設されたサービス「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」および「複合型サービス」は、小平市では指定の事業所はありませんが医療費控除の対象となる場合があります。

※平成24年4月より認められた、介護福祉士等による一定の喀痰の吸引など経管栄養は、医療費控除の対象となる場合があります。

医療費控除の対象となる介護サービス

平成24年分 確定申告

◆申告書作成のアドバイスと受付

とき　2月18日（月）～3月15日（金）　月曜～金曜日　午前9時～午後5時

ところ　東村山税務署

※税務署に来署し確定申告書を作成する方には、画面の案内に従って入力するだけで自動計算されるパソコンによる申告書の作成を推進しています。

※申告書は、e－Taxによる送信や郵便または信書便による送付、税務署の時間外収受箱に投かんすることにより、提出することができます（確定申告書などの「控え」に税務署の受付印が必要な方は、控えに住所・氏名などをボールペンで記入のうえ、所要額の切手を貼った返信用封筒を同封してください）。

※還付を受けるための申告書や作成済みの申告書は、2月18日（月）より前でも提出できます。

申込み　申出書（年金事務所や金融機関にあります）に必要事項を記入し、口座振替を希望する金融機関などの窓口に提出

なお、4月から翌年3月までの1年前納、4月から9月までの6か月前納を希望する場合は、2月末日までにお申し込みください。

問合せ　武蔵野年金事務所☎042（56）1411

◆年金からの復興特別所得税の徴収

東日本大震災の復興財源を確保するための復興特別所得税が創設されました。2月に支払われる年金から課税対象となります。税額は所得税額の2・1％相当です。

このため、2月に支払われる老齢年金から、所得税と併せて源泉徴収されます（障害年金・遺族年金は対象となりません。受取額が変更となりますので、2月上旬に送付される年金振込通知書をご確認ください。

問合せ　武蔵野年金事務所☎042（56）1411

◆20歳になったら国民年金に加入を

国民年金は、老後、病気やけがに備え、保険料を出し合い、互いを支え合う制度で、国内に住む20歳から60歳未満の方が加入する制度です。

20歳になったら、加入手続きをしてください。

なお、保険料の納付が困難な場合は、免除制度や学生納付特例、若年者納付猶予などの制度があります。

問合せ　▽加入手続きについて…保険年金課☎042（346）9531

小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、自宅から事業所への通いサービスを中心に、本人や家族の希望に応じて訪問や泊まり、宿泊サービスを組み合わせて利用する介護保険のサービスです。

3つのサービスを柔軟に組み合わせて、住み慣れた自宅や地域で継続して、その人らしい生活を送るための支援をします。

対象　市民で、要支援・要介護認定を受けている方

申込み　各事業所へ

問合せ　介護福祉課庶務係☎042（346）9823

事業所一覧

	ところ
ニチイケアセンター鷹の台	小川町1－915－2 ☎042(349)1180
愛の家小規模多機能型居宅介護小平上水南	上水南町2－3－20 ☎042(320)5166
第2こだま小規模多機能サービスやまびこ	津田町3－27－7 ☎042(349)3655
小規模多機能型のんきさんホーム	学園東町3－4－13 ☎042(312)3770
健成苑　はなこがねい	花小金井6－20－1 ☎042(497)6310

市民菜園使用者募集

募集菜園　▽味菜園（仲町293番地）301区画

▽小川町二丁目菜園（小川町一丁目1067番地1）117区画

※すずのき菜園は2月で閉園のため、募集はありません。

貸出期間　3月～平成27年2月の2年間

貸出区画　1世帯1区画（1区画10平方メートル）

※駐車場はありません。

費用　年額3千6百円

対象　市民

申込み　1月21日（月）から28日（月）まで（土曜・日曜日を除く）に、地域文化課（市役所1階）、東部・西部出張所・動く市役所へ（はがき可、電話不可）

はがき記入内容

1. 住　所
2. 氏　名（ふりがな）・年齢
3. 電話番号
4. 申込菜園名　○○　菜園
5. 同じ区画を希望する方は、現在使用区画番号

余　白

※余白は多めにとってください。

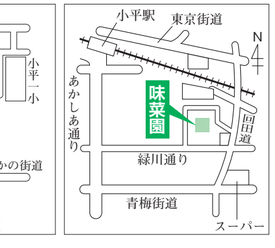

※はがきの場合は、1月28日（月）まで（消印有効）に、記入内容（左上図）を参照し、問合せ先へ。

※申込みできるのは1世帯で代表1人です。

※今回募集の菜園を現在使用していて、再度使用を希望する方も、新たに申し込んでください。

※野火止菜園・仲町菜園使用者は申し込めません。

※申込み多数の場合は2月6日（水）の午前10時から、市役所6階大会議室で公開抽選を行います。

※使用者の決定は2月中旬以降に、全員にお知らせします。

問合せ　地域文化課（〒187－8701　小平市役所）☎042（346）9532

官公署だより

点字で課税内容をお知らせ

主税局では、納税通知書の内容を点字でお知らせしています。対象は、固定資産税・都市計画税（23区内）、個人事業税、自動車税で、内容は、税金の種類、納税義務者氏名、納税通知書番号、納期限、税額、問合せ先です。

ご希望の方は、問合せ先へ連絡してください。2月末までに連絡をいただいた方には、平成25年度分から点字のお知らせを同封します。すでに利用されている方は、連絡の必要はありません。

問合せ　東京都主税局総務課相談広報係☎03（5388）2924

小平消防署 入浴中の事故を防ぎましょう

心臓、肺の慢性疾患や高血圧症など、複数の疾患を抱えている場合、浴室温と湯温の差による血圧の急激な変化は入浴時に溺水の危険となることが危惧されています。

入浴中の溺水では、呼吸や脈がない状態で発見されることが多く、身近な人が一刻も早く心肺蘇生を実施することが大切です。入浴時は次の点に注意しましょう。

▽長湯、高温浴はしない

▽脱衣場や浴室の室温を低くしない

▽飲酒後に入浴はしない

▽高齢者の入浴時や小さな子どもが浴室の近くにいるときは、一人にせず声かけや目を離さないようにする

▽床で滑らないように

▽浴槽の湯の入浴時は、ゆっくりと入る

問合せ　小平消防署予防課防火管理係☎042（341）0119

予備自衛官補を募集

予備自衛官補は、自衛隊経験のない一般国民の中から採用する制度です。

一般公募および技能公募に分かれ、一般は3年以内に50日間、技能は2年以内に10日間、それぞれの教育訓練に参加し、終了後、予備自衛官となります。身分は非常勤の特別職国家公務員で、日額7千9百円（教育訓練召集参加日数分）が支給されます。

対象　日本国籍を有し、一般は18歳以上34歳未満の方、技能は18歳以上で、保有する技能に応じ53歳～55歳未満の方

試験日　4月12日（金）～15日（月）のいずれか1日を指定

申込み　4月3日（水）までに、自衛隊東京地方協力本部・国分寺募集案内所へ☎042（324）1010

食物資源（生ごみ）処理機器購入費の一部を補助

家庭から出る生ごみの自家処理を促進するため、食物資源（生ごみ）処理機器を購入した方に補助金を交付しています。購入金額の2分の1、上限3万円（家庭用）が補助されます。食物資源処理機器を利用すると簡単に堆肥作りができ、集積所のからす対策にも有効です。上手に活用して、ごみを減らしましょう。

※詳しくはお問い合わせください。

問合せ　ごみ減量対策課☎042（346）9535

湖南衛生組合 競争入札参加資格登録申請の受付

平成25・26年度に建設工事など（工事請負、設計など）で契約を希望する方の入札参加資格登録申請を受付けます。

なお、物品買入れなど（物品・委託、平成25・26年度）の追加受付も合わせて行います。

受付期間　2月1日（金）～28日（木）午前9時～午後5時

受付場所　湖南衛生組合事務室

※登録用紙など、詳しくはお問い合わせください。

問合せ　湖南衛生組合☎042（561）1551

第20回 空間放射線量の測定結果

測定日・場所・結果　左表のとおり

測定者　市職員

測定機器　シンチレーション式サーベイメータ（日立アロカメディカルTCS－172B）

測定方法　30秒ごとに5回測定し、平均値を算出

問合せ　環境保全課☎042（346）9536

空間放射線量測定結果

測定日：12月14日（金）、天候：晴れ

測定場所	所在地	測定値 地上5cm	地上50cm	地上100cm
小平第一小学校・校庭（中央・西）	小川町1－1082	0.04	0.04	0.05
小平第二小学校・校庭（中央・東）	仲町310	0.05	0.05	0.05
小平第五小学校・校庭（東部）	花小金井6－24－1	0.05	0.05	0.05
上水中学校・校庭（南部）	上水南町1－7－1	0.06	0.07	0.07
大沼保育園・園庭（北部）	大沼町2－2－8	0.05	0.05	0.05
上宿保育園・園庭（西部）	小川町1－308	0.06	0.06	0.06

※測定値の単位はマイクロシーベルト／時。

※東京都健康安全研究センターで震災前の平常時に観測されていた測定値は、0.028～0.079マイクロシーベルト／時。

認知症介護家族支援会

認知症などの高齢者を介護するうえで、同じ立場や経験をした方との話を通して、思いや悩みを共有し、心の励みになるような場を提供することで、家族を支援します。

とき　2月15日（金）　午後2時～3時30分

ところ　福祉会館3階第3集会室

費用　無料

対象　家族などの介護にお悩みの方や関心のある方

定員　20人

協力　認知症と介護を考える会「小平わかばの会」

申込み　小平市地域包括支援センター中央センターへ（先着順）☎042（345）0691

介護予防運動講座

◆足・腰を鍛えて転倒防止

とき　①2月14日（木）、②3月14日（木）　午後2時～3時30分

ところ　福祉会館4階小ホール

費用　無料

対象　市内在住の65歳以上の方30人

内容　①脳トレなどを使った簡単な運動、②毎日の筋力を維持する運動

講師　健康運動指導士

持ち物　水分補給用飲料、タオル、筆記用具

※動きやすい服装と靴で参加してください。

申込み　介護福祉課地域支援係へ☎042（346）9539

ドラゴンアッシュDragon Ashのダンサー ATSUSHIの共演ダンスチームを募集

応募の中からATSUSHI自身が共演チームを選考する、公開審査会を行います。

募集団体　ルネこだいらでの公演でATSUSHIと共演するダンスチーム

審査員　ATSUSHI（ドラゴン・アッシュダンサー、小平市出身）

日程　▽公開審査会…4月27日（土）　ルネこだいら大ホール

▽公演…9月16日（月・祝）　ルネこだいら中ホール

※共演が決定したチームは、公演前に3回程度ルネこだいら内施設でATSUSHIとの練習を行います。

費用　1人2千円

申込み　2月28日（木）まで（消印有効）に、所定の申込書に必要事項を記入のうえ、音源（DVD）を添えて問合せ先へ持参または送付（申込み多数の場合は、DVD審査により10チーム程度に選考します）。

※申込書はルネこだいらにあります。また、ルネこだいらのホームページからダウンロードできます。

※詳しくは、公開審査会参加チーム募集要項をご覧ください。

問合せ　小平市文化振興財団（〒187－0041　美園町一丁目8番5号）☎042（345）5111

パフォーマンスキッズ・トーキョーinルネこだいら からだのキモチ出演者募集

パフォーマンスキッズ・トーキョーとは、プロのアーティストを派遣してワークショップを行い、子どもたちが主役のオリジナル舞台の公演を行うプロジェクトです。ルネこだいらでの創作ダンス公演の出演者を募集します。

発表公演　3月24日（日）　午後3時から　ルネこだいら中ホール

対象　小学2年生から6年生までで、原則としてワークショップなどすべての日程に参加できる方

定員　15人

講師　岩淵多喜子さん（振付家、ダンサー）

申込み　1月28日（月）まで、東京文化発信プロジェクトのホームページ（http://www.bh-project.jp/kids）へ（ファクシミリ可、申込み多数の場合は抽選）

※詳しくはお問い合わせください。

主催　特定非営利活動法人芸術家と子どもたち、小平市文化振興財団ほか

問合せ　特定非営利活動法人芸術家と子どもたち☎03（5961）5737、FAX03（5961）5738

予備自衛官補を募集

予備自衛官補は、自衛隊経験のない一般国民の中から採用する制度です。

一般公募および技能公募に分かれ、一般は3年以内に50日間、技能は2年以内に10日間、それぞれの教育訓練に参加し、終了後、予備自衛官となります。身分は非常勤の特別職国家公務員で、日額7千9百円（教育訓練召集参加日数分）が支給されます。

対象　日本国籍を有し、一般は18歳以上34歳未満の方、技能は18歳以上で、保有する技能に応じ53歳～55歳未満の方

試験日　4月12日（金）～15日（月）のいずれか1日を指定

申込み　4月3日（水）までに、自衛隊東京地方協力本部・国分寺募集案内所へ☎042（324）1010